

日本国環境省とサウジアラビア王国環境・水・農業省との間の環境分野における 協力覚書

日本国環境省とサウジアラビア王国環境・水・農業省（以下、単独で「当事者」とい
い、総称して「両当事者」という。）は、友好関係を強化し堅く結びつけ、及び環境分野
における双方の協力レベルを高めることを望み、次のことを決定した。

第1項

両当事者は環境分野における環境の保護及びその保全の分野において、それぞ
れの国における法令に沿って、利用可能な資源及び可能性の範囲内において、以下
のことで通じて協力することに努める。

- 1) 以下を含むコベネフィットを伴う適応策
 - 水質及び排水管理
 - 海洋保護
 - 環境レベルでの土地劣化又は砂漠化への取組
 - 沿岸のインフラ（道路、住宅地、工業団地、淡水化プラント、港等）の保護の
ための統合的な沿岸域管理計画
 - 異常気象による脆弱性を軽減するための早期警告システム
- 2) 大気汚染を監視し、及び抑制するための方法及び技術
- 3) 汚染土壌（非放射性）の取扱い及び廃棄のための方法及び技術の開発
- 4) 騒音公害の削減及び振動制御
- 5) 現状の調査を通じた環境影響アセスメントの手順の改善
- 6) 化学物質及び有害廃棄物を含む廃棄物の管理及び3R
- 7) 戦略的計画に関するコラボレーション、環境技術研究の促進及び能力構築
- 8) 両当事者が決定した環境の保護及び改善の範囲内のその他の活動

第2項

両当事者は以下の形態を通じた様々な手段により、この協力覚書の下での協力を
実施する。

- 1) 専門知識並びに関連する科学的及び、技術的な情報の共有
- 2) 相互の訪問及び会議、並びにセミナー、カンファレンス、ワークショップ及び研修
コースの開催の奨励
- 3) 両当事者が決定したその他の形態

第3項

両当事者は、この協力覚書の下で協力において交換された情報又は文書の機密性及び秘匿性を守ることとし、そうした情報又は文書を提供した当事者の事前の文書による同意なくして、それらを第三者に転送しない。

第4項

- 1) いずれの当事者も、この協力覚書の下でのいかなる活動の実施に際しても、他方の当事者の国の法令に従う。
- 2) 両当事者は、既存知的財産権を、この覚書における活動を実施するためのいずれかの当事者による貢献と見なすことに同意する。
- 3) この協力覚書の下での活動の実施により生じた知的財産権は、それぞれの貢献に従って、また、別個の文書による両当事者の決定のとおり、両当事者によって保有される。

第5項

両当事者は、この協力覚書の範囲内での活動の実施に責任を有するものとして、以下を指定する。

- 1) サウジアラビア王国環境・水・農業省は、環境局環境副大臣。
- 2) 日本国環境省は、地球環境局国際連携課国際協力・環境インフラ戦略室長。

第6項

いずれの両当事者もこの協力覚書の実施から生ずる費用を、利用可能な資源の範囲内で負担する。

第7項

この協力覚書の解釈又は実施から生ずるいかなる紛争も、両当事者間の協議及び交渉を通じて友好的に解決する。

第8項

- 1) この協力覚書は、この協力覚書の開始に必要な内部の正式手続を完了した旨の、外交経路を通じた両当事者の書面による通告のうち遅い方の通告日に開始する。
- 2) この協力覚書の下での協力期間は5年間とし、いずれかの当事者が他方に書面で外交経路を通じて更新しない意図を通知しない限り、同様の期間自動的に更新される。このような通告は協力覚書の終了日の少なくとも6か月前までになされなければならない。

- 3) この協力覚書の終了は、この協力覚書の下で創設されたプロジェクト及び活動の実施に影響を及ぼさない。
- 4) この協力覚書は、両当事者の書面による同意により修正することができる。

2020年12月16日、等しい価値を有するアラビア語、日本語及び英語による本書それぞれ2通が署名された。この協力覚書の解釈に不一致が生じた場合には、英語が優先される。

日本国環境省のために

サウジアラビア王国環境・水・農業省 のために

環境大臣
小泉 進次郎

環境・水資源・農業大臣
アブドゥルラフマン・アル・ファドリ